

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年5月1日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

1 就労による収入と申告

請求人が4か月分をまとめて収入申告したのは、「収入申告書」の書式が「今月分」と「前3か月」の4か月分を記入する欄があったことから、これら4か月分をまとめて申告することが適切な申告方法であると理解したためである。

これに対し、処分庁は、1か月ごとに申告するよう助言したり、指導したりすることはなかったことから、請求人は、4か月分をまとめて申告することが適切な収入申告の方法であるとの理解が変わることはなかった。

したがって、保護費の過支給が生じたことについては、処分庁にも責めに帰すべき事由があるというべきである。

なお、請求人は、令和3年11月にも収入があったことから、令和3年11月から令和4年2月までの4か月分をまとめて申告すべきことになるが、同年2月は心身の健康状態が極めて悪化してしまったこ

と等により、収入申告できていたかどうか記憶にない。

2 就労収入を自立更生費に該当する費用に支出していた事実

請求人は、就労によって得られた収入を、うつ状態を改善するためのカウンセリングの費用や、生活必需品たる家電製品の購入、収入を増やして保護脱却につなげるための自己投資に支出していた。

これら各支出は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に当てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡問13-5・(2)・エ）の額に該当する可能性がある。

処分庁は、本件処分に際して、自立更生費の控除は全くせず、本件処分を行ったものであるから、本件返還処分の違法性・不当性は明白というほかない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月26日	諮問
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で

満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 被保護者の届出義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁）。

(4) 自立更生免除

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」（同・④）を控除して差し支えないとしている（以下、この取扱いを「自立更生免

除」という。)

その上で、「いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）」は、自立更生免除の範囲には含まれないものとしている（同・(ア)）。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答・(3)によれば、法63条に基づく返還額の決定について、「返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、（中略）そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと」としている。

ウ 「生活保護運用事例集」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問11-9・答によれば、法63条には大きく分けて次の3種類があり、①については、その資産を活用すれば保護を受けなくて済む可能性があった場合もあり、自立更生免除については十分に考慮する必要があるが、②は本来支給すべきでなかったもので返還を求めるべきであり、考慮の幅は狭いと考えることが妥当であるし、③に至っては、単なる立て替えであり、自立更生免除はないといえるとしている。

① 保有を否認されていた不動産等の資産を売却した場合など、法63条の条文「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」という本来の意味での適用

② 誤って加算を計上した場合等、保護の遡及変更可能期間（発見月からその前々月分まで）を超えた期間についての適用

③ 介護保険の住宅改修費支給の際など、制度利用のためにその費用をいったん立て替えたものを返還させる場合の適用

(5) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(1)・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇いその他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、勤労収入を得るための必要経費としては、(4)（勤労に伴う必要経費）によるほか、社会保険料、所得税、交通費、所得税、労働組合費、通勤費等

の実費の額を認定するとしている。

イ 問答集の問13-23・答・(2)によれば、「保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。」「これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が『勤労収入』であれば、必要経費のほか、基礎控除や新規就労控除、20歳未満控除などの勤労控除を適用すべきであるし、生命保険の入院給付など『その他の収入』であれば、世帯合算8,000円以内の額は返還対象から除外することとなる。」としている。

(6) 次官通知等の位置づけ

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準に当たるものであり、課長通知は地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。さらに、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用

これを本件についてみると、令和4年3月30日に請求人が提出した本件収入申告書に基づき、処分庁が、本件収入を請求人への入金があった令和3年12月から令和4年3月までの各月の収入として収入認定を行い、同期間に支給された保護費のうち278,797円について、法63条が規定する「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから(1・(3))、処分庁が、本件において、上記のおお

り法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点は認められない。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人が収入を得た際に適時に申告ができなかったことについて、合理的なやむを得ない事情があるとは判断できないとして、自立更生免除の適用を行わなかったことが認められる。

上記1・(4)のとおり、自立更生免除の範囲には、収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合は含まれない（同・ア）とされ、誤って加算を計上した場合等については、本来支給すべきでなかったもので返還を求めるべきであり、考慮の幅は狭いと考えることが妥当である（同・ウ）とされている。

本件において、請求人は、令和3年2月から同年10月までの間に、都合5回に渡って、収入を得た際に適時に収入申告書を処分庁に提出してきたが、その後は令和4年3月に至るまで、本件収入を得たことを速やかに処分庁に申告していない。また、本件自立更生計画書の内容については、いずれも処分庁が事前に把握することなく支出されているが、支出の必要性を認める根拠がないか、あるいは、各種控除により収入認定されない収入額から支出されるべきものである。そうすると、本件処分による返還金額を決定するに当たり、自立更生免除を適用しなかった処分庁の判断に不合理な点は認められないといえることができる。

処分庁は、別紙2「返還決定額算定表」のとおり、各返還対象月において、発生資力から控除額を控除した資力認定額が支給済保護費を下回っていたので、資力認定額に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定しているのであるから、本件処分の返還金額は、上記1の法令等の定めに則り適正に算定されたものであり、かつ、違算も認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、請求人が4か月分をまとめて収入として申告したのは処分庁からの指導がなかったためであり、また、就労によって得られた収入は自立更生費に充当したものであるから、自

立更生費の控除を行わなかった本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに則り適正に行われたと認められることは上記2のとおりであり、請求人の主張をもって、その認定判断が左右されるものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1及び別紙2 (略)